

軍機保護法と特定秘密保護法

弁護士 小 関 眞

特定秘密保護法と類似する戦前の軍機保護法を適用した判決文やその適用状況に関する資料を紹介します。これらの判決文や資料を読むと軍機保護法と同様、秘密の範囲が曖昧な特定秘密保護法による市民の権利を侵害する状況が見えるようです。

1 軍機保護法違反の判決文

第一、

(イ) 昭和15年1月頃自己の友人にして予てより汪兆銘を首班とする中華民国国民政府樹立工作に関与し来れる犬養健より、昭和14年12月30日日華両国間に妥結を見たる中華民国に於ける日本軍隊の駐屯及其の占領地域よりの撤退等軍事に関する外国との約定を含む所謂「内約」の内容を記載したる文書を偶々呈示せられて其の内容を別紙に抜萃し、之を手許に保管し居たるが、前記軍事に関する記載事項の存することを知悉し乍ら、其の数日後東京市神田区駿河台三丁目五番地なる被告人前居宅に於て当時南満州鉄道株式会社（略称「満鉄」）東京支社調査部囑託にして而も内実秘に外国の為諜報活動を為し居りたる友人尾崎秀実に対し其の諜者たるの情を知らずして右所持に係る文書を貸与し同人をして其の内容を了知せしめ

(ロ) 昭和十六年八月下旬頃内閣囑託として同市麹町区永田町内閣総理大臣官舎に出入中偶々其の頃東京に於て開催せられたる我陸軍首脳部及関東軍代表者等の会議に於て当面对ソ攻撃は之を為さざる旨決定せられたる事実あるを聞知したるが、該事実が我作戦に関する事項にして軍事上の秘密に係るものなることを知悉し乍ら、其の数日後同市赤坂区葵町二番地なる当時の「満鉄」東京支社内食堂「アジア」に於て右事実を前記尾崎秀実告知し

以て孰れも偶然の原由に因り知得したる軍事上の秘密を他人に漏泄し

第二一略一

たるものにして、前記第一の(イ)及(ロ)の各所為は犯意継続に係るものなり。(みすず書房・現代史資料(3)ゾルゲ事件(三)より)

これは、ゾルゲ事件に連座した西園寺公一に対して昭和18年11月29日に下された軍機保護法及び国防保安法違反事件の東京地方裁判所判決の軍機保護法違反の公訴事実部分です。

昭和12年改正の軍機保護法は、第1条で「① 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称スルハ作戦、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ図書物件ヲ謂フ ② 前項ノ事項又ハ図書物件ノ種類範囲ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定していました。秘密保護法よりは特定されているようですが、軍機保護法の最高刑が死刑であるにもかかわらず「軍事上の秘密」の概念が不明確であると批判されていました。

判決文の第一(イ)では「内規」が、同(ロ)では、「当面对ソ攻撃は之を為さざる旨決定せられたる事実」が軍事上の秘密とすることになります。(イ)では、「内規」のいかなる事項が「軍事上の秘密」であるのかわかりません。また、西園寺公一が「内規」の写しを友人であった尾崎秀美に貸した行為が軍機保護法違反とされていますが、西園寺自身には軍事上の秘密を漏洩するとの認識があったのかはなはだ疑問です。(ロ)では、公一が「偶々」聞知した「陸軍首脳部及関東軍代表者等の会議に於て当面对ソ攻撃は之を為さざる旨決定せられたる事実」が軍事上の秘密に該当するとされ、これを尾崎秀美に話した行為を断罪されています。「偶々」耳にしたうわさ話の類を友人に伝えただけで軍機保護法違反とされているのです。

特定秘密保護法における「特定秘密」は、軍機保護法の「軍事上の秘密」よりも広汎です。前記のような軍機保護法の適用状況から、どのような範囲にまで拡大されるか全く予測できません。

2 適用範囲が拡大される可能性

特定秘密保護法は、人的適用範囲が特定されているとされています。しかし、戦前の軍事上の秘密保護に関する法律の制定、改正過程を見ると、適用範囲が限定されているとしても安心できません。陸軍刑法や海軍刑法における秘密保護についての規定は、当初、戦時に限定すると共に、対象を軍人・軍属に限定していました。しかし、その後、適用範囲が軍人以外の者にも拡大しています(1888年(明治21)12月、法律第3号・陸軍刑法105条改正)。さらに、軍機保護法(1899年公布、1937年改正)、国防保安法(1942年施行)等により、戦時に限らず適用されることになったのです。特定秘密保護法においても、その適用範

囲の拡大は十分予想できます。

特定秘密保護法の人的適用範囲は限定されているとされています。しかし、現在法文上で限定されているからといって、将来拡大されないという保証はないのです。むしろ拡大される可能性が高いと言うべきです。

3 軍機保護法の具体的運用－検挙者数と起訴数

さらに問題なのは、実際の適用場面なのです。軍機保護法では、その拡大適用が問題とされています。同法の検挙者数と起訴されて有罪となった人数に関する資料によれば、改正軍機保護法が制定されてから3年間、同法で検挙された人数は377名でしたが、そのなかで起訴・有罪となったのは14名で、検挙者数の3.7%にすぎません。さらに、1939年における軍機保護法の検挙人数が289名でしたが、実際に有罪となったのは4名だけでした(内務省警保局編「外事警察概況」)。憲兵が軍機保護法を拡大解釈して、適用できない場合にまで適用して市民を検挙した可能性が高いのです。このような状況も影響したのでしょう。

1940年(昭和15年)12月27日付憲兵司令部本部長名で通牒された「憲兵の防諜措置を適正ならしむべき件」は、その冒頭で「最近憲兵の実施しつつある防諜関係法規(改正軍機保護法等)の解釈並びにその指導要領に於いて往々に適正を欠くものある」と指摘しています(憲兵司令部編「憲兵令達集・第2巻)。憲兵司令部でさえ軍機保護法の無制限な拡大適用を危惧していたのです。

特定秘密保護法は人的適用範囲が限定されているとされています。しかし、法文上、人的適用範囲が限定されていても、これが濫用されないという保証はないのです。一般市民が家宅捜索をうけ、逮捕されるなどした場合の抑制効果、不利益は重大です。実際に、起訴されて刑事裁判を受ける必要はないのです。特定秘密保護法の人的適用対象について取締側がこれを拡大適用しないという根拠はないのです。

特定秘密保護法は、秘密の概念が不明確であることから、実際の運用に於いていくらかでも拡大解釈される法律なのです。

以 上